

第14回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年2月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所 東京都文京区後楽一丁目5番3号
後楽国際ビルディング
日中友好会館 本館
地下1階 大ホール

ご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるよう、株主の皆さま向けにインターネットによるライブ配信を行いますので、こちらもご利用ください。



目次

第14回定時株主総会招集ご通知	01
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役10名選任の件	07
第2号議案 取締役（社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬 決定及び取締役に対する報酬額設定の件	14
事業報告	17
計算書類	46
監査報告書	62

株式会社 F P パートナー

証券コード：7388

証券コード 7388
2024年2月13日
(電子提供措置の開始日2024年2月6日)

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目5番3号
後楽国際ビルディング5階

株式会社F Pパートナー

代表取締役社長 黒 木 勉

第14回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、2024年元日に発生した令和6年（2024年）能登半島地震により被災された皆さま、及び関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第14回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://fpp.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（F Pパートナー）、又は証券コード（7388）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類の内容をご検討のうえ、2024年2月27日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

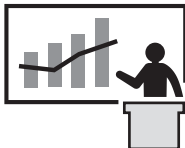
1. 日 時 2024年2月28日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都文京区後楽一丁目5番3号 後楽国際ビルディング
日中友好会館 本館 地下1階 大ホール
※会場が昨年の定時株主総会とは異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「第14回定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第14期(2022年12月1日から2023年11月30日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役に対する報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、交付する書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、計算書類及び会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席される場合



■ 株主総会へのご出席

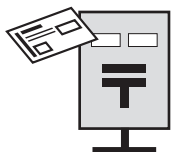
同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

開催日時 2024年2月28日（水曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合

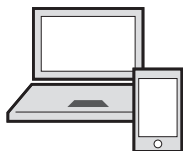


■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2024年2月27日（火曜日）午後6時まで



■ 「スマート行使」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

行使期限 2024年2月27日（火曜日）午後6時まで

■ インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社が指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年2月27日（火曜日）午後6時まで

■書面とインターネット（「スマート行使」を含む）により二重に議決権行使をされた場合は、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

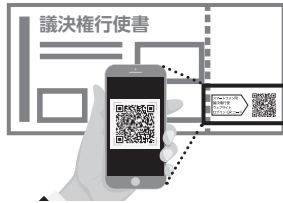
■インターネット（「スマート行使」を含む）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

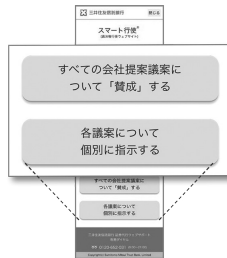
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



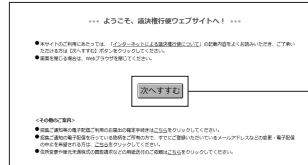
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

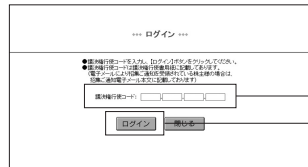
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

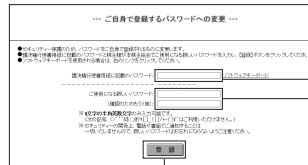
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会ライブ配信及びご質問の事前受付のご案内

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行い、株主様より事前のご質問をお受けいたします。

配信日時

2024年2月28日（水曜日）午前10時より

当日のライブ配信画面には、午前9時30分頃からアクセスが可能です。

当日のご視聴方法

1 以下の株主様専用サイトにアクセスしてください。

<https://7388.ksoukai.jp>

※Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。



2 ログイン画面に「ログインID」と「パスワード」を入力してログインしてください。

ログインID（9桁）

「株主番号」（数字9桁）

パスワード（7桁）

株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（11月末時点）（数字7桁）

※株主番号は、議決権行使書用紙に記載されています。

【議決権行使書用紙（例）】

議決権行使書用紙の上部に印字されている
9桁の数字が株主番号です。

XXXXXXXXXX

3 画面に表示されている「参加申し込み」ボタンより、事前に参加申し込みをお願いいたします。

参加申し込みいただいた株主様は株主総会当日、開場時間以降に「参加」ボタンをクリック可能となりますので、そちらよりご視聴ください。

ご留意事項

- インターネットによるライブ配信をご覧いただく場合には、株主総会当日に議決権行使を行うことはできません。インターネット又は書面を通じて、事前に議決権行使をお済ませください。また、ライブ配信をご覧いただく場合、当日のご質問や動議はしていただけません。
- ライブ配信をご覧いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます。ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご使用のパソコン、スマートフォン、タブレット等の環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存並びにSNS等での投稿はご遠慮ください。
- 株主総会当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみを撮影しますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ライブ配信の配信につきましては万全を期しておりますが、システム障害等、何らかの事情によりライブ配信を行うことができなくなった場合には、当社ウェブサイト（<https://fpp.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

インターネットによるご質問の事前受付

受付期間 2024年2月20日（火曜日）午前0時まで

ご登録方法

- （1）株主様専用サイトにログイン後、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
（ログイン方法は前頁をご参照ください）
- （2）ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、「次へ」ボタンをクリックしてください。
- （3）ご質問内容等をご確認後、「申し込む」ボタンをクリックしてください。

ご留意事項

- ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容で、株主様お一人につき3問までとさせていただきます。
- 事前質問フォームには300字の文字数制限がございます。
- 株主様からいただきましたご質問のうち、多くの株主様のご関心が高い事項につきまして、株主総会当日に回答させていただく予定です。いただいたご質問すべてに回答することをお約束するものではありません。また、回答に至らなかったご質問への個別の対応はいたしかねますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。貴重なご意見として今後の参考にさせていただきます。

ライブ配信に関するお問い合わせについて

当日は、以下受付日時、電話番号において接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただくことができます。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-6833-6892

受付日時：2月28日（水）

午前9時から株主総会終了時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

定款の規定により取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	くら き つとむ 黒 木 勉 再任 ●生年月日 1967年11月29日生 ●取締役在任期間 6年1か月 ●取締役会出席状況 27回 (27回開催) ●所有する当社株式の数 4,069,888株	1992年4月 朝日信用金庫入社 1999年1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社 2005年3月 株式会社エフピーコンサルティング 代表取締役 2017年12月 合同会社F Pコンサルティング設立 代表社員 (現任) 2018年1月 当社 代表取締役社長 (現任)
	■取締役候補者とした理由 黒木氏は、当社設立以来、高いビジョンと強いリーダーシップで当社を牽引し、お客さまとご家族の一生を保障で守り、安心して満ちた人生の時間をお客さまと共有する関係「本来あるべき保険営業の姿」を追求することで、保険代理店業界における当社の確固たる地位を確立しております。引き続き、その豊富な経験と深い見識等を、当社の更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者といいたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p style="text-align: center;">た なか かつ ゆき 田 中 克 幸</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1966年 9 月 5 日生 ●取締役在任期間 8年 3 か月 ●取締役会出席状況 27回 (27回開催) ●所有する当社株式の数 29,797株 	<p>1990年 4 月 東京生命保険相互会社 (現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社) 入社</p> <p>2000年 1 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2013年 7 月 ほけんの窓口グループ株式会社入社</p> <p>2014年 5 月 当社 入社</p> <p>2015年 11月 当社 取締役就任</p> <p>2018年 1 月 当社 専務取締役兼経営企画部長</p> <p>2022年 11月 当社 専務取締役兼経営企画部長兼リスクマネジメント部長</p> <p>2023年 2 月 当社 専務取締役兼経営企画部長 (現任)</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>田中氏は、経営方針・経営戦略の策定、年度計画の策定・管理を主導し、事業規模の拡大とその経営効率化に寄与しております。また、東証プライム市場への変更を主導し、安定的な株価形成に向け、積極的なIR(インバスターリレーションズ)及びブランド戦略を推進しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社の更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者といたしました。</p>		
3	<p style="text-align: center;">あ だち けん じ 安 達 健 二</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1972年 7 月31日生 ●取締役在任期間 6年 1 か月 ●取締役会出席状況 27回 (27回開催) ●所有する当社株式の数 7,658株 	<p>1995年 4 月 東京生命保険相互会社 (現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社) 入社</p> <p>2000年 1 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (現メットライフ生命保険株式会社) 入社</p> <p>2004年 9 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2014年 4 月 株式会社エフピーコンサルティング 入社</p> <p>2015年 11月 同社 取締役</p> <p>2018年 1 月 当社 取締役</p> <p>2020年 10月 auフィナンシャルパートナー株式会社 非常勤取締役 (現任)</p> <p>2022年 5 月 当社 取締役兼損保事業部長</p> <p>2023年 4 月 当社 取締役 (現任)</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>安達氏は、損害保険の代理事業の拡大を図るとともに、生命保険の募集業務における提携先の拡大及び新集客モデルの多様化を推進しております。またコールセンターを活用した保険相談案件を開拓することで、顧客数の飛躍的な増加に貢献しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社の更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p style="text-align: center;">さい とう たくみ 齋 藤 巧</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1974年12月28日生 ●取締役在任期間 11年4か月 ●取締役会出席状況 27回（27回開催） ●所有する当社株式の数 6,238株 	<p>1997年4月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社</p> <p>2003年7月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（現メットライフ生命保険株式会社）入社</p> <p>2010年3月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2012年10月 当社 代表取締役</p> <p>2018年1月 当社 取締役兼管理部長</p> <p>2022年5月 当社 取締役兼人事部長</p> <p>2022年10月 当社 取締役</p> <p>2024年1月 当社 取締役兼リスクマネジメント部長（現任）</p> <p>■取締役候補者とした理由 齋藤氏は、創業当初より管理部門の構築に尽力し、人事・財務・総務・法務における深い経験及び知見を有しております。また当社の前身である、あんしんFPパートナー株式会社の代表も当時務めており、会社経営におけるリスクマネジメント等、当社の経営基盤構築に貢献しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社の更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者いたしました。</p>
5	<p style="text-align: center;">くわ ばら たかし 桑 原 隆</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1970年8月23日生 ●取締役在任期間 4年 ●取締役会出席状況 27回（27回開催） ●所有する当社株式の数 1,079株 	<p>1994年4月 東京生命保険相互会社（現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社）入社</p> <p>2001年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（現メットライフ生命保険株式会社）入社</p> <p>2008年12月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2018年10月 当社 入社</p> <p>2019年8月 当社 新規事業開発部長</p> <p>2020年2月 当社 取締役兼新規事業開発部長（現任）</p> <p>■取締役候補者とした理由 桑原氏は、保険販売以外の需要創造に向けたIFA事業や住宅ローンビジネス、広告業の拡大に尽力しております。収益基盤の多様化・安定化が向上し、当社の企業価値の向上に貢献しております。引き続き、当社重点戦略を推進するためにも、その豊富な経験と見識を活かしたく取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<p style="text-align: center;">ふじ い よし ひろ 藤 井 喜 博</p> <p>再任</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1972年 3 月 1 日生 ●取締役在任期間 1 年 ●取締役会出席状況 22回 (22回開催) ●所有する当社株式の数 11,158株 	<p>1994年 4 月 東京生命保険相互会社 (現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社) 入社</p> <p>2006年 2 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 入社</p> <p>2017年 3 月 当社入社 西日本統括部長</p> <p>2023年 2 月 当社 取締役兼西日本統括部長</p> <p>2023年 3 月 当社 取締役兼営業本部長 (現任)</p>
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>藤井氏は、全国の営業拠点を統括し、営業社員のリクルーティングから、人材育成及び出店戦略の構築を行っており、当社ビジネスモデルの中心を担っております。また、契約譲受ビジネスの拡大にも尽力しており、収益基盤の多様化・安定化に貢献しております。引き続き、その豊富な経験と見識を、当社の更なる事業拡大・企業価値創造へ活かしたく取締役候補者といたしました。</p>		
7	<p style="text-align: center;">お がた のぶ やす 緒 方 延 泰</p> <p>再任 社外 独立</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生年月日 1970年 6 月23日生 ●取締役在任期間 3年7か月 ●取締役会出席状況 25回 (27回開催) ●所有する当社株式の数 29,956株 	<p>1996年 4 月 弁護士登録 森綜合法律事務所 入所</p> <p>2002年 7 月 緒方法律事務所 (現弁護士法人緒方法律事務所) 開所 代表社員 (現任)</p> <p>2020年 7 月 当社 社外取締役 (現任)</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>緒方氏は、法律事務所を開所、法律全般、特に保険業法、金融商品取引法における長年にわたる幅広い知見を有しており、取締役会では弁護士として、主に専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、弁護士としての専門的な知見を活かし、経営全般のガバナンス及び利益相反取引等の監督を行っていただき、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	<p>い さか よし ひろ 井 阪 喜 浩</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1955年7月6日生</p> <p>●取締役在任期間 1年7か月</p> <p>●取締役会出席状況 27回(27回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 6,536株</p>	<p>1979年4月 大蔵省(現財務省) 入省</p> <p>2004年6月 外務省在英日本大使館公使</p> <p>2007年7月 国税庁長官官房審議官(国際担当)</p> <p>2009年7月 名古屋国税局長</p> <p>2010年8月 外務省大臣官房審議官(欧州局担当)</p> <p>2012年7月 国税不服審判所次長</p> <p>2013年6月 株式会社東京証券取引所 執行役員</p> <p>2017年4月 株式会社日本取引所グループ 常務執行役員 株式会社東京証券取引所 常務執行役員 株式会社大阪取引所 常務執行役員</p> <p>2022年4月 株式会社日本取引所グループ 顧問</p> <p>2022年7月 当社 社外取締役(現任)</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>井阪氏は、行政機関等において要職を務め、金融全般及びコーポレート・ガバナンスに関して幅広い知見を有しており、取締役会において主に金融行政の専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>		
9	<p>なか がわ ま き こ 中 川 真 紀 子</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1973年5月22日生</p> <p>●取締役在任期間 1年</p> <p>●取締役会出席状況 22回(22回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 —</p>	<p>2001年10月 中央青山監査法人 入所</p> <p>2007年8月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2019年9月 中川公認会計士事務所開所 代表(現任)</p> <p>2020年7月 ESネクスト監査法人(現ESネクスト有限責任監査法人) 設立 理事パートナー(現任)</p> <p>2020年9月 株式会社タウンズ 社外監査役(現任)</p> <p>2022年2月 当社 社外監査役</p> <p>2023年2月 当社 社外取締役(現任)</p>
<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>中川氏は、大手監査法人での実務経験及び監査法人設立に参画し、多くの企業監査及び財務会計に関する豊富な知見を有しており、取締役会において専門的見地から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
10	<p>すずき まさき 鈴木 正規</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>●生年月日 1955年4月18日生</p> <p>●取締役在任期間 8か月</p> <p>●取締役会出席状況 14回(14回開催)</p> <p>●所有する当社株式の数 137株</p> <p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 鈴木氏は、財務省及び金融庁で要職を歴任しており、金融行政の知見を深めるとともに、事業会社での豊富な経営経験を有しています。取締役会において主に金融行政における専門的見地及び会社経営全般における経験から当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。引き続き、企業価値向上のため、独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献を期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>	<p>1978年4月 大蔵省(現 財務省) 入省</p> <p>2002年7月 金融庁 監督局 銀行第一課長</p> <p>2005年7月 財務省 主計局次長</p> <p>2007年7月 財務省 大臣官房総括審議官</p> <p>2008年7月 環境省 大臣官房審議官</p> <p>2012年9月 環境省 大臣官房長</p> <p>2014年7月 環境省 環境事務次官</p> <p>2015年10月 株式会社イオン銀行 代表取締役会長</p> <p>2016年6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役会長</p> <p>2017年3月 イオン株式会社 執行役 総合金融事業担当</p> <p>2023年6月 当社 社外取締役(現任)</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 取締役候補者黒木勉氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 藤井喜博氏、中川真紀子氏、鈴木正規氏の取締役会出席状況は、各氏が取締役に就任してからの状況であります。
4. 緒方延泰氏、井阪喜浩氏、中川真紀子及び鈴木正規氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
5. 当社は、取締役候補者緒方延泰氏、井阪喜浩氏、中川真紀子氏及び鈴木正規氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
6. 当社は取締役緒方延泰氏、井阪喜浩氏、中川真紀子氏及び鈴木正規氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約をそれぞれ締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約をそれぞれ継続する予定です。
7. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること等によって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。また、当社は、2024年3月に同契約を同様の内容で更新することを予定しております。
8. 当社は、当社取締役との間で、会社法第430条の2第1項によりその職務の遂行に関して発生した費用及び損失の補償を行うためにそれぞれ補償契約を締結しています。すべての取締役候補者は、取締

役に選任された場合、当該補償契約をそれぞれ継続する予定です。

9. 各候補者が所有する当社株式の数には取締役候補者名義の所有株式以外に、役員持株会を通じて実質的に所有する株式数を含みます。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

- (注) 1. 第1号議案を原案どおりご選任いただいた場合のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。
 2. 役職は、原案どおりご選任いただいた場合、本総会終了後に就任予定の地位を記載しております。
 3. 各氏の役割に照らして特に発揮が期待されるスキル・経験を記載しており、各候補者が保有するすべての知見・経験を表すものではありません。

氏名		黒木 勉	田中 克幸	安達 健二	齋藤 巧	桑原 隆	藤井 喜博	緒方 延泰	井阪 喜浩	中川 真紀子	鈴木 正規	太田 賢孝	黒須 篤夫	桑原 麻美
役職		代表取締役社長	専務取締役	取締役	取締役	取締役	取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	監査役	社外監査役	社外監査役
特に期待するスキル・経験	企業経営	○			○					○	○	○	○	
	営業・マーケティング	○	○	○		○	○						○	
	法務・コンプライアンス リスクマネジメント	○	○		○			○	○			○	○	
	財務・会計	○			○				○	○	○			○
	人事・労務	○			○			○	○					
	IT・デジタルイノベーション		○		○			○		○				
	サステナビリティ		○						○		○	○		
	金融業界・金融行政	○					○		○	○	○			○
	保険業界	○	○	○	○	○	○	○					○	

第2号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役に対する報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年2月26日付定時株主総会において、年額300百万円以内（以下、「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）。

今般、基本報酬枠に変更はありませんが、基本報酬枠のうち社外取締役分を70百万円以内と定め、取締役（社外取締役を含みません。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の基本報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

当社は、2021年5月14日付取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告31頁に記載のとおりですが、2024年1月15日開催の取締役会において、その内容を本議案に沿った形で変更することを決議いたしました。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、対象取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2024年1月14日時点）に占める割合は、0.1%以下（上限となる数の譲渡制限付株式を割り当てた場合となります。）であり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20,000株以内といたします。ただし、当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われる等株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所に

おける当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（定年退職後、再雇用に基づく従業員としての地位は含みません。以下「役職等の地位」といいます。）のいずれから退任又は退職する日（退任又は退職と同時に当社又は当社の子会社の役職等の地位に就任する場合を除きます。）までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする（以下「譲渡制限」といいます。）。

（２）譲渡制限の解除

対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

（３）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部について当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場

合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

【経営環境】

当事業年度（2022年12月1日～2023年11月30日）におけるわが国経済は、世界的な物価高騰や世界経済の下振れ懸念の影響、円安の継続等不透明な要素はあるものの、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、国内経済活動の正常化とインバウンド需要の回復がありました。

特に金融市場においては、将来への不安に備えて、資産形成商品の需要増加や新NISAへの関心の高まりが見られました。そのような中、政府が掲げる「資産所得倍増プラン」におけるiDeCoの改革や新NISA制度開始等の効果により、「将来のお金に対する自助努力」の流れは今後も継続すると考えられます。

また、生活保障に関する調査では、「最も重要なライフイベント」として「老後生活の充実」をあげた人の割合が最も高い結果となりました。「将来考えられる経済リスク」としては、「自分や家族が病気や事故にあうこと」、次いで「自分の介護が必要になること」をあげた人の割合が多いことから（出典：（公財）生命保険文化センター「2022（令和4）年度生活保障に関する調査」）、保険商品に関しては、今後も医療保障や介護保障への高いニーズが見込まれます。

当社でもこのような顧客意識の変化から、変額保険をはじめとした資産形成商品の契約数が大きく伸びており、同時に医療保障のニーズを充足する商品の契約数も増加しております。

当事業年度における、各取り組み状況は次のとおりです。

① 営業社員の新規入社者数及び拠点数の拡大

当事業年度の営業社員の新規入社者数は、2022年9月の株式上場と、2023年9月の東証プライム市場への区分変更等による認知度向上を背景に過去最高の661名を記録し、2023年11月末時点での営業社員数は前期末から312名増の2,326名となりました。営業社員の純増数も過去最高となります。

営業社員の所属する拠点（支社・店舗）は2023年11月末時点で前期末から24拠点増の152拠点となりました。当社は全国47都道府県に展開しておりますが、地域密着の体制をよ

り強固にすべく、営業社員の増加に合わせた販売網拡大に取り組んでおります。また、投資信託等の金融商品販売網においても対応エリアの拡大を進めており、当事業年度は既存の拠点内にIFAオフィスを42拠点開設いたしました。

② 保険契約見込顧客の獲得状況

2023年3月より、非対面完結型の保険契約見込顧客の獲得を目的とした損保事業部ダイレクトセンター室の稼働を開始したこと等から、保険契約見込顧客数は、既存提携先との関係強化を背景に順調に推移し、前期末比10,135件増（同7.2%増）の150,130件となりました。また、当事業年度における当社サービスサイトを経由した自社集客人数は引き続き順調に推移しております。後述の「マネードクタープレミア」店舗への来店予約の増加や、契約譲受ビジネスによる譲受契約へのアプローチの増加等も自社集客人数の増加に寄与いたしました。

なお、当事業年度においては、提携企業集客の効率化と生産性向上を図った結果、提携企業数は2023年11月末時点で92社と前期末から8社減少した一方で、集客人数は前述のとおり増加となりました。今後も更なる保険契約見込顧客拡大と提携企業集客の効率化に取り組んでまいります。

③ 販売動向

当事業年度においては、2024年1月から開始される新NISAの相談・問い合わせが日を追うごとに増加し、老後生活の資金準備等の資産形成ニーズの高まりがありました。そのような背景から、当社における生命保険の主力販売商品は前期から引き続き変額保険等の貯蓄性・投資性商品となりました。

今後もファイナンシャルプランニングの提供により、家計や資産の状況を分析したうえで、顧客に適した保険商品を提案してまいります。

また、契約譲受の対象契約（顧客）に対しても、保険の加入内容を確認することで必要な保障を明確化し、総合的なコンサルティングを実施しております。譲受契約数の増加に伴い、追加新契約の獲得も順調に増加しております。

2023年11月末時点での取扱保険会社数は生命保険会社30社、損害保険会社11社の計41社となり、顧客のニーズをより充足できる商品ラインナップとなっております。

今後も「お客さま本位の業務運営方針（フィデューシャリー・デューティー）」のもと、顧客に役立つ情報の提供と、お金に関するコンサルティングサービスを提供してまいります。

④ 契約譲受ビジネスの拡大

2021年より開始した契約譲受ビジネスは、代理店経営コストの増加や後継者不在問題を理由とした代理店の減少傾向を背景に、問い合わせ数及び譲受合意社数が順調に増加いたしました。当事業年度においては、2023年1月に合意した約18,000件並びに2023年11月に合意した損害保険代理店からの約11,800件といった大型譲受を含め、延べ29社から50,466件の契約譲受に合意し、前期実績の19,981件を大きく上回りました。

これまで譲渡先としてガバナンス体制の整備状況や全国営業拠点網の展開を理由に当社が選ばれておりましたが、東証グロース市場への上場、東証プライム市場への区分変更による当社事業への信頼性の向上も大きな選択理由となっております。

今後も当社の強みを活かし、当事業の拡大に取り組んでまいります。

⑤ 「マネードクタープレミア」出店拡大

当事業年度においては「マネードクタープレミア」店舗を新たに8店舗出店し計17店舗の展開となりました。2023年11月期第4四半期は、2023年10月20日に「マネードクタープレミア自由が丘店」（目黒区自由が丘）、同年11月2日に「マネードクタープレミアマークイズ福岡もち店」（福岡市中央区）、同年11月30日に「マネードクタープレミア神戸三宮店」（神戸市中央区）の3店舗を出店しております。当事業年度においても来店予約数は好調に増加し、計画値の年間2,000件を大きく上回る3,541件となりました。店舗に来店できない顧客向けに行っているプレミアオンラインFP相談の申し込みも堅調に推移し、こちらも計画値の年間1,800件を大きく上回る2,261件となりました。

「マネードクタープレミア」店舗では、お金に関するあらゆる相談ができる「お金の総合サービス」を前面に展開してきたことにより、貯蓄・資産形成についてのご相談が多くなっております。当事業年度に「マネードクタープレミア」店舗へ予約・来店いただいた顧客の52.1%（※）が資産形成・老後の相談を目的としています。今後もより広範囲の地域でこのような顧客ニーズに対応するため、店舗展開をしてまいります。

※ 相談申込・予約時の自社実施アンケートより算出（対象期間：2022年12月1日～2023年11月30日）

⑥ 新規ビジネスの展開

当事業年度においては利益率の改善を意識した新規ビジネスに取り組み、新たに広告業、教育業を開始いたしました。また、2021年から一部地域でトライアルを開始していた金融商品仲介業（IFA／Independent Financial Advisor）ビジネスにおいては、営業社員のIFA資格登録を推進したことで証券口座数、預かり資産残高が順調に増加し、本格参入に向けて拡大しております。今後IFAビジネスは当社の金融サービスの一環として、全国の顧客に提供してまいります。

引き続き営業社員の採用に注力しつつ、保険契約見込顧客獲得の増加と業務の効率化を実現すべく、提携企業との関係性を強化しております。今後も全国展開の強みを活かし、地域社会に寄り添った営業基盤の拡大を行うことで業績向上に取り組んでまいります。

【当期の業績】

当事業年度の売上高は30,559,562千円を達成し、前期比19.3%増と創業以来、継続した売上高の成長を果たしております。

売上原価に関しては売上高の増加に伴う外交員報酬及び法定福利費の増加等により2,104,673千円増（前期比12.5%増）となりました。販売費及び一般管理費は、業容拡大に伴う給料手当、賞与及び地代家賃の増加等により1,119,514千円増（前期比22.5%増）となりました。いずれも計画どおりの推移です。

これにより営業利益は5,554,400千円（前期比45.2%増）、経常利益は5,608,203千円（前期比47.1%増）、当期純利益は3,953,751千円（前期比67.0%増）となりました。

なお、セグメントの業績につきましては、当社は保険代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は405,812千円となりました。

その主な内容は、事務所・店舗内装工事375,989千円となります。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使により、37,520千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 保険代理店事業の確実な成長

当社事業の永続的な拡大においては、当社の最大の強みである全国展開する営業網のさらなる拡大と、それを支える会社集客の強化が必要不可欠と考えております。

営業社員の増員と質の向上は、保険契約の獲得や顧客フォロー体制の強化に必要と考え、積極的な採用活動に取り組んでおります。また、営業社員の訪問先を確保するためには会社集客の強化が必要であり、当社サービスである「マネードクター」の認知度向上に取り組んでおります。

当社事業への信頼性は、2023年9月の東証プライム市場への上場区分変更によって向上しており、集客、採用の両面においてその区分変更による効果がもたらされております。今後も、より効率的な集客を実現しつつ、営業社員の採用と育成の強化を進めてまいります。

② 成長を加速させる新規ビジネスの開拓と推進

当社事業の成長を加速するためには、本業である保険代理業を基軸とした派生分野への展開と強化を図る必要があります。

2023年11月期から全国展開を目指し本格稼働を開始したIFAビジネスは、顧客が当社サービスの利用を通じて生命保険・損害保険商品以外の金融商品の検討や購入がワンストップで可能になります。これにより、新たな顧客層の獲得や、既存顧客との取引拡大に繋がると考えております。

今後も、消費者のニーズや購買行動の変化を見極め、当社の強みである全国展開の営業網と営業社員数を活かした新たなビジネスに取り組むことで、事業の拡大及び経営体質の強化に努めてまいります。

③ 事業拡大を支えるデジタル技術への投資

当社は昨今のデジタル技術の飛躍的な発展を好機と捉え、業務効率や生産性の向上を図ります。同時に、多様化するサイバー攻撃等のセキュリティインシデントの増加に対しては、システムリスク統制を十分かつ継続して行ってまいります。

当社の事業拡大を支えるため、インシュアテック分野への研究開発や生成AIの活用による業務適合、マーケティングへの活用等、デジタル技術への投資は必要不可欠と認識しております。また、システムセキュリティ強化等のリスク対策への投資を行うことが企業価値向上にも寄与すると考え、積極的に取り組んでまいります。

④ 人的資本への投資

当社の更なる成長のためには、優秀な人材の確保と育成が必要と考えております。内部管理体制強化のため、研修制度の充実やリスクリング機会の提供等により、社員の教育体制を整備し、確実に実行するとともに人事制度の整備を進めてまいります。また、健康経営への取り組みや社員のメンタルヘルスケアの強化等にも継続的に取り組みます。これらの取り組みによって社員の成長を促し、組織の活性化を目指してまいります。

⑤ 積極的情報開示とIR活動の継続

当社の現状と目指す姿を公正かつ効果的に開示することで、幅広いステークホルダーとの建設的な対話を行うことが出来ると考えております。2024年11月期からはESG情報開示（2024年6月予定）並びに統合報告書開示（2025年6月予定）にも取り組み、非財務情報を含めた情報を戦略的に開示することで経営の透明性を高め、企業価値の向上に努めてまいります。

今後とも、確かな信頼をいただけるように顧客本位の業務運営を行ってまいりますので、引き続きご支援・ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2020年11月期 第11期	2021年11月期 第12期	2022年11月期 第13期	2023年11月期 第14期 (当期)
売 上 高	17,301,622千円	20,919,827千円	25,605,752千円	30,559,562千円
当 期 純 利 益	424,602千円	1,224,741千円	2,366,809千円	3,953,751千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	21.23円	61.24円	115.03円	171.74円
総 資 産	6,209,450千円	7,878,799千円	14,265,605千円	19,150,483千円
純 資 産	1,477,504千円	2,702,245千円	8,656,777千円	12,647,478千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	73.53円	134.76円	376.08円	545.21円

- (注) 1. 当社は、2020年8月16日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割及び2023年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これらに伴い、2020年11月期の期首時点で当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年11月期の期首から適用しております。なお、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による2022年11月期以降の各数値に与える影響はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年11月30日現在)

事 業	主要サービス
保 険 代 理 店	生命保険の募集、損害保険の代理

(8) 主要な事業所 (2023年11月30日現在)

【本 社】 本社 (東京都)

【統括部】 東北・北海道 (宮城県)、東日本第一 (東京都)、東日本第二 (東京都)、東日本第三 (東京都)、中日本 (愛知県)、西日本 (大阪府)、中国・四国 (広島県)、九州 (福岡県)

【支社等】 支社133カ所、店舗19カ所

(9) 従業員の状況 (2023年11月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,578名	326名増	45.2才	3.6年

(注) 上記従業員数に臨時従業員の数は含まれておりません。なお、当期における臨時従業員の平均雇用人数は27名(1日8時間換算)であります。臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、出向者・派遣社員・業務委託を除いております。

(10) 主要な借入先 (2023年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	644,580千円

(注) 別途、総額4,000,000千円とする当座貸越及び貸出コミットメント契約(貸付人:株式会社りそな銀行1,000,000千円、株式会社みずほ銀行1,000,000千円、株式会社三井住友銀行1,000,000千円、三井住友信託銀行株式会社1,000,000千円)があります。当期末現在、当該契約の借入額はありませぬ。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 23,187,600株 (自己株式130株含む) |
| (3) 株主数 | 10,068名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社FPコンサルティング	10,000,000株	43.13%
黒 木 勉	4,068,300株	17.55%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,141,400株	4.92%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,080,800株	4.66%
黒 木 真 澄	600,000株	2.59%
本 多 智 洋	406,000株	1.75%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	316,800株	1.37%
BBH FOR BBHTSIL NEUBERGER BERMAN INVESTMENT FUNDS PLC-NEUBERGER BERMAN JAPAN EQUITY ENGAGEMENT FUND	236,000株	1.02%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	233,103株	1.01%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	179,265株	0.77%

(注)発行済株式の総数から自己株式数(130株)を減じた株式数(23,187,470株)を基準に持株比率を算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

当社の代表取締役である黒木勉は、当社の現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2020年9月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年10月2日付で税理士小川実を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第1回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第1回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年10月2日に第1回新株予約権（2020年9月29日臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第1回新株予約権）は、当社の役職員等に対して、将来の功績に応じて、小川実に付与した第1回新株予約権700,000個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第1回新株予約権）は4つの契約（A01からA04まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりです。

第1回新株予約権

決議年月日	2020年9月29日
新株予約権の数	700,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,400,000株
新株予約権の行使時の払込金額	200円
新株予約権の行使期間	自 2020年10月2日 至 2032年10月1日
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注)

1.新株予約権行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本新株予約権の発行に際し別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとします。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記 (e) に定められる期間において、次の (a) から (d) に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
 - (a) 判定価格（下記 (e) に定義する。以下同じ。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、判定価格を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価格を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が本項への該当を判断するものとします。）。
 - (e) 上記 (a) 乃至 (d) における「判定価格」を以下のとおり定義しております。
 - (i) 割当日から1年間：行使価額に100%を乗じた価格
 - (ii) 割当日の1年後から1年間：行使価額に200%を乗じた価格
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者であることを要することとしております。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

- (4) 本新株予約権は当社の株式が日本国内又は国外の証券取引所に上場した場合に限り行使することができるものとします。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められません。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (7) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできません。

2. 本信託（第 1 回新株予約権）の詳細

本信託（第 1 回新株予約権）の内容は、以下のとおりです。

名称	新株予約権信託
委託者	黒木 勉
受託者	小川 実
受益者	受益者候補の中から本信託（第 1 回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより指定された者
信託契約日（信託契約開始日）	2020年10月2日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 250,000個 (A02) 150,000個 (A03) 150,000個 (A04) 150,000個
交付日	(A01) 上場後 1 年が経過する日の翌営業日 (A02) 上場後 3 年が経過する日の翌営業日 (A03) 上場後 5 年が経過する日の翌営業日 (A04) 上場後 7 年が経過する日の翌営業日
信託の目的	(A01) に第 1 回新株予約権 250,000 個（1 個あたり 2 株相当） (A02) に第 1 回新株予約権 150,000 個（1 個あたり 2 株相当） (A03) に第 1 回新株予約権 150,000 個（1 個あたり 2 株相当） (A04) に第 1 回新株予約権 150,000 個（1 個あたり 2 株相当）
受益者適格要件	当社及び当社の子会社・関連会社、監査役及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者の中から、本信託（第 1 回新株予約権）に係る信託契約の規定に基づき当社が受益者として指定した者を受益者とします。

3. その他参考事項

上記は2023年7月1日付、分割比率 1 対 2 の株式分割後の情報を記載しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	当社における担当及び重要な兼職の状況
黒木 勉	代表取締役社長	合同会社FPコンサルティング 代表社員
田中 克幸	専務取締役	経営企画部長
安達 健二	取締役	auフィナンシャルパートナー株式会社 非常勤取締役
齋藤 巧	取締役	
桑原 隆	取締役	新規事業開発部長
藤井 喜博	取締役	営業本部長
緒方 延泰	取締役	弁護士法人緒方法律事務所 代表社員
井阪 喜浩	取締役	
中川 真紀子	取締役	中川公認会計士事務所 代表 ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー 株式会社タウンズ 社外監査役
鈴木 正規	取締役	
太田 賢孝	常勤監査役	
黒須 篤夫	監査役	
桑原 麻美	監査役	桑原公認会計士事務所 所長 アウェイ建築評価ネット株式会社 監査役 株式会社Legaseed 監査役 KOSOパートナーズ合同会社 経営委員

- (注) 1. 取締役緒方延泰氏、取締役井阪喜浩氏、取締役中川真紀子氏及び取締役鈴木正規氏は、社外取締役であります。
2. 監査役黒須篤夫氏及び監査役桑原麻美氏は、社外監査役であります。また、監査役桑原麻美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役緒方延泰氏、井阪喜浩氏、中川真紀子氏及び鈴木正規氏、監査役黒須篤夫氏及び桑原麻美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 伊東伸一氏及び菅野良三氏は、2023年2月28日開催の第13回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。
5. 藤井喜博氏は、2023年2月28日開催の第13回定時株主総会での選任決議を経て、取締役に就任いたしました。
6. 中川真紀子氏は、2023年2月28日開催の第13回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により監査

役を退任し、2023年2月28日開催の第13回定時株主総会での選任決議を経て、取締役役に就任しました。

7. 桑原麻美氏は、2023年2月28日開催の第13回定時株主総会での選任決議を経て、監査役に就任いたしました。
8. 鈴木正規氏は、2023年6月15日開催の臨時株主総会での選任決議を経て、同日付で取締役役に就任いたしました。
9. 当事業年度中に生じた取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	年月	地位及び担当（異動前）	地位及び担当（異動後）
田中克幸	2023年2月1日	専務取締役 経営企画部長 兼リスクマネジメント部長	専務取締役 経営企画部長
安達健二	2023年4月1日	取締役 損保事業部長	取締役
藤井喜博	2023年3月1日	取締役 西日本統括部長	取締役 営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額の合計額を上限として、損害賠償責任を負うものとする旨を定めた契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は黒木勉氏、田中克幸氏、安達健二氏、齋藤巧氏、桑原隆氏、藤井喜博氏、緒方延泰氏、井阪喜浩氏、中川真紀子氏、鈴木正規氏、太田賢孝氏、黒須篤夫氏及び桑原麻美氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されない等、一定の免責事由があります。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行っ

た役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の役員、執行役員、取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年5月14日付の取締役会において、取締役の個人別の報酬等は、金銭による月例の固定報酬（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）のみとし、当該額は当社の置かれた経営環境や業界における経済情勢を踏まえ、社外取締役と事前に協議したうえ、取締役の任期である1年ごとに各取締役の役位、職責、在任年数、業績貢献、他社の役員報酬や当社従業員給与の水準との比較を総合的に勘案して株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で取締役会にて決定すると決議しております。なお、役員賞与や退職慰労金は支給しません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2020年2月26日付の定時株主総会において、取締役の報酬等については年額300,000千円以内、監査役の報酬等については年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）、監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社は、2023年2月28日及び6月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬について決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、2023年2月までは社外取締役との事前協議において、2023年3月15日付の指名報酬委員会発足以降は指名報酬委員会において、原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	156,450 (27,600)	156,450 (27,600)	- (-)	- (-)	12名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	17,700 (6,900)	17,700 (6,900)	-	-	4名 (3名)

(注)

1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の支給人員、支給総額には、当期中に任期満了で退任した取締役2名、任期中に退任した監査役1名を含んでおります。当期末の人数は取締役10名、監査役3名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

取締役 緒方延泰

ア. 重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人緒方法律事務所の代表社員を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において27回開催のうち25回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は弁護士としての豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、経営全般のガバナンス及び利益相反取引等の監督の観点から適切な意見の表明がありました。

取締役 井 阪 喜 浩

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において27回開催のうち27回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は行政機関等での豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、コーポレート・ガバナンス等の観点から適切な意見の表明がありました。

取締役 中 川 真 紀 子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中川公認会計士事務所の代表、ESネクスト有限責任監査法人の理事パートナー及び株式会社タウンズの社外監査役を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

社外取締役就任以降の取締役会22回開催のうち22回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は企業監査及び財務会計における豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、コーポレート・ガバナンス等の観点から適切な意見の表明がありました。

取締役 鈴木 正規

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

社外取締役就任以降の取締役会14回開催のうち14回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会における発言は財務省及び金融庁といった行政機関での勤務経験及び会社経営等での豊富な経験・実績・見識により、出席の都度に行われ、コーポレート・ガバナンス等の観点から適切な意見の表明がありました。

② 社外監査役

監査役 黒 須 篤 夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において27回開催のうち26回出席し、必要に応じて内容確認のうえ、適切な意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度において17回開催のうち17回出席し、議案審議等につき必要な発言を行っております。

監査役 桑 原 麻 美

ア. 重要な兼職先と当社との関係

桑原公認会計士事務所の所長、アウェイ建築評価ネット株式会社の監査役、株式会社Legaseedの監査役、KOSOパートナーズ合同会社の経営委員を務めておりますが、当社との間には資本関係及び取引関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

社外監査役就任以降の取締役会22回開催のうち22回出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

社外監査役就任以降の監査役会11回開催のうち11回出席し、議案審議等につき必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(注) 会計監査人PwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人与合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人评价の中で監査報酬決定手続きについても確認を行っています。

取締役、管理部・内部監査部及び会計監査人からの必要な資料の入手及び報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を決議しています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC京都監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、市場変更に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は2020年1月15日の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条第1項及び第3項）で定める体制の整備」に関して以下のとおり決議し体制を整備しました。その後、定款の変更や関連規程の制定等に伴い、下記のとおり変更を行い、現在に至ります。

- ・ 2021年4月27日取締役会

定款変更に伴い取締役の任期を2年から1年へ変更、会計監査人選任等の事項追加

- ・ 2022年4月14日取締役会

運用に合わせて下記4点の追加

- (1) コーポレート・ガバナンス「取締役及び取締役会」に社外取締役を追加
- (2) コンプライアンス「内部通報制度」に「内部通報規程」を追加
- (3) コンプライアンス「反社会的勢力との関係遮断」に「反社会的勢力対応規程」を追加
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関して、「危機管理規程」「情報システム基本規程」「情報セキュリティ管理規程」を追加

- ・ 2023年3月15日取締役会

コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、任意の機関として「指名報酬委員会」及び「特別委員会」の設置を追加

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コーポレート・ガバナンス

(ア) 取締役及び取締役会

- ・ 取締役会を原則毎月2回開催とし、更に必要に応じて適宜、取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行の重要事項の決定を行うとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督する。また、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年とする。更に、取締役の業務執行に関する監督機能の維持・強化のため、社外取締役を選任する。
- ・ 取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に係る公正性・透明性・客観性を高める。また、過半数を独立社外取締役で構成する特別委員会を設置し、支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について審議・検討を行う体制を整備

する。

- ・取締役会は、内部統制システム基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

(イ) 監査役及び監査役会

監査役は、法令に定める権限を行使するとともに、会計監査人と連携して「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性、妥当性について監査を実施する。

(ウ) 内部監査部門

内部監査部は代表取締役直轄の独立部門として、各部・支社の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を取締役に報告する。

イ. コンプライアンス

(ア) コンプライアンス体制

取締役及び使用人が遵守すべき行動規範として、コンプライアンス規程、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルを定め、周知徹底する体制を整備する。

(イ) 内部通報制度

コンプライアンス違反の早期発見のための「内部通報窓口」を設置し、公益通報者保護法に準拠した内部通報規程に基づき、その実効性を確保し、適切かつ迅速に対応する体制を整備する。

(ウ) 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取り組み状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、下記のとおり定めております。

- ・反社会的勢力に対しては、組織として対応する。
- ・反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して対応する。
- ・反社会的勢力との間で取引を含めた一切の関係を遮断する。
- ・有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行う。
- ・反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は一切行わない。

これらを受け、当社の主要な会議（支社長会議等）や、各拠点と本社合同で実

施している朝礼等の機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

b 反社会的勢力の排除に向けた整備状況

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は業務品質部として運用を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を記載しております。

前述の規程の中で「統括責任者は、反社会的勢力に関する情報の分析、社内における反社会的勢力との対応状況等の検討、外部専門機関の意見聴取等を行い、定期的に本体制の有効性及び適切性につき検証を行うもの」とし、「実施した検証結果について、四半期に1回以上、取締役会に報告するもの」と定めております。

c 反社会的勢力のチェック方法

新規取引先については、業務品質部にて外部調査機関（日経テレコン）を利用し情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先については年に一回、管理部総務課にて定期調査を実施しております。日経テレコンに加えて、外部調査会社である株式会社エス・ピー・ネットワークと2019年12月10日にスクリーニングシステム（SP RISK SEARCH）利用等の契約を締結いたしました。

役員については、役員就任前に経歴書により経歴内容の確認を行っております。従業員については、入社前に経歴書により経歴の確認を行い、反社会的勢力と関係がないことを記した「誓約書」を徴求し、保管しております。

(エ) 懲戒処分

使用人による法令違反等が発生した場合、懲罰委員会に諮ったうえで、懲罰規程等に則り公正な処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報に関し、「文書管理規程」に基づき、保存対象文書・データ、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。

イ. 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 取締役及び各職位にある使用人は、「職務権限規程」に基づき、その職務の執行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告する体制を構築する。
- イ. 重要な投資等の個別案件については、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役会の付議事項とする。更に法令・定款及び案件の重要度に応じ、株主総会の付議事項とする。
- ウ. 各営業部門及び管理部門は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
- エ. 各管理部門はリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理する。
- オ. 内部監査部は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- カ. 経営全般に関する損失の危険については、「リスク管理規程」、「危機管理規程」、「情報システム基本規程」、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を整備する。当該損失の危険の重要性に応じ、リスクマネジメント委員会及び取締役会に報告し適切な議論を行い、当該損失の危険に対し必要な対策を決定する。また、リスクマネジメント委員会の審議の活性化、効率化、客観性を目的に、適宜外部アドバイザーの意見を求める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針、経営戦略及び経営計画等、全取締役・使用人が共有すべき全社目標を定め、その浸透を図るとともに、全社目標達成に向けて取締役・使用人各自が実施すべき目標を定め、進捗管理を行う。
- イ. 取締役会において取締役の担当を決定するとともに、「職務権限規程」「職務分掌規程」において各取締役・使用人の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を目指し、関係会社について、取締役、監査役及び使用人を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定め、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に対し適切な管理を行う。当該部門は、関係会社の事業運営に関しては、その自主性を尊重するとともに事業内容の定期的な報告を受け、特に重要な事項については取締役会への報告を行う。
 - イ. 主管部門は、主管する関係会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。
 - ウ. 内部監査部は関係会社に対して定期的な監査を行い、監査結果については、取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、知見を十分に有する適任者を置くことにする。
 - イ. 補助すべき使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指示に従いその職務を行うこととする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の承認を要するものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
- ア. 監査役は、取締役会以外にも業務連絡会等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - イ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - ウ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。関係会社についても、その取締役及び使用人が当社の監査役に報告を行う体制とする。上記に拘わらず監査役は必要に応じ、いつでも取締役・使用人に報告を求めることがで

きる。なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役が代表取締役社長に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。なお、監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、内部監査部、会計監査人との連携を図るとともに、代表取締役社長、社外取締役との定期的な情報交換等を行っていくこととする。
- イ. 監査役の職務の執行について生ずる費用については、当該監査役の職務に必要でないことを証明した場合を除き、当該監査役の請求等に従い支払うものとする。
- ウ. 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は次のとおりです。

<コンプライアンスに関する取り組み>

法令等遵守責任者である業務品質部は、2023年11月期はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス基本計画を策定、コンプライアンス活動の実施状況のモニタリング等を実施しました。

また、2023年11月期のコンプライアンス基本計画に基づき、コンプライアンステストを月1回朝礼時に実施、社員向けe-ラーニングでのコンプライアンス研修（営業社員向けは毎月、内勤社員向けは年4回）の実施、毎月の支社独自コンプライアンス勉強会の支援、自主点検の徹底のため全社点検を年2回実施、またお客さまの声を活用した業務品質向上のためのお客さまの声の共有等に取り組んでおります。

当社では弁護士を窓口とする内部通報窓口を設置しており、相談者・通報者のプライバシーを守り、相談者・通報者が不利益を受けないように配慮する等コンプライアンス活動がより実効的に機能するよう取り組んでおります。

<監査役会監査の実効性の確保に対する取り組み>

当社は、より透明性・公正性が担保され、監督機能が果たされるよう監査役会を設置し、独立性の高い社外監査役2名を含む3名の監査役を選任しております。このうち常勤の監査役1名は、監査環境の整備及び社内の情報収集に積極的に努めております。

また監査役職務補助に従事する使用人を1名兼任で置いております。当該使用人に対する監査上の指揮命令権は監査役に専属し、その人事異動等については事前に監査役会の同意を必要としています。

監査役への報告体制については、取締役からの報告に加え、リスクマネジメント委員会、懲罰委員会等の各種委員会や内部監査部等を通じた当社関連会社に関する事項等、監査に必要な報告が適宜行われる体制を整備しております。

更に、内部統制システムの整備状況を日常的に監査するとともに、職責の遂行上知り得た情報を他の社外監査役と共有しております。社外取締役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立的な立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、取締役会等に対して忌憚のない意見を述べております。また、監査役への

報告者が不利な取扱いを受けないよう、内部統制システム基本方針に規定しています。

会計監査については、監査役が会計監査人より監査計画の説明や四半期毎の監査実施状況の報告を受け、相互に情報を共有し、効率的な監査が実施できる体制を構築するとともに会計監査人の独立性についても監査可能な体制としています。

(運用状況の概況)

監査役への報告は適時に行われており、監査役と取締役との面談、監査役と会計監査人との面談も定期的実施され、意見交換が行われております。

<取締役の職務の執行の効率性に対する取り組み>

当社は、取締役会構成について、独立社外取締役の構成比を3分の1以上とすることにより、外部の視点をより反映させた実質的な論議の活性化に取り組んでおります。

営業推進、来店型店舗事業、事業提携を統括する取締役、経営企画、コンプライアンス・リスク管理を統括する取締役、新規事業を統括する取締役、マーケット開拓、損害保険事業、営業支援を統括する取締役、管理部門を統括する取締役を各々設置し、全社横断的な議論のしやすい環境づくりにも取り組んでおります。

事業戦略等経営に関する方向性や重要事項や新規取り組みの取締役会付議事項等を論議する社内取締役論議会を開催し、各事業部門、当社の業務執行に対し多方面からの考察・闊達な議論を行うとともに、審議された事項や議論を取締役に決議事項もしくは報告事項として上程しております。

<リスク管理・損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

当社は、代表取締役社長を委員長とする社内横断的な「リスクマネジメント委員会」を中心にリスク発生の未然防止及びリスク管理に取り組んでおり、2021年11月より社外委員として弁護士に参加いただくことでリスクマネジメント業務に関する法律上の助言を求めることもできる体制を構築しております。

毎期リスクの見直しを行い、企業を取り巻く様々な事業運営上のリスクに対応できるよう取り組んでおります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を考慮したうえで、配当性向45%を目安に安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。また、機動的な配当政策を図り、株主の皆さまへの利益配分を充実させるため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とし、中間配当及び期末配当の年2回実施できる旨定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、2024年1月15日開催の取締役会決議により、1株当たり90円の配当とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,311,011	流動負債	5,666,280
現金及び預金	11,960,192	買掛金	2,354,504
売掛金	1,776,036	1年内返済予定の長期借入金	53,640
貯蔵品	12,870	未払金	683,781
前渡金	32,601	未払費用	330,564
前払費用	497,255	未払法人税等	1,114,954
その他	32,055	前受金	31,975
固定資産	4,839,471	預り金	482
有形固定資産	3,081,472	従業員預り金	560,136
建物	1,540,184	訴訟損失引当金	390
減価償却累計額	△515,195	返金負債	528,326
建物（純額）	1,024,989	資産除去債務	4,923
車両運搬具	4,565	その他	2,600
減価償却累計額	△1,773	固定負債	836,724
車両運搬具（純額）	2,791	長期借入金	590,940
工具、器具及び備品	57,844	資産除去債務	245,175
減価償却累計額	△28,733	その他	609
工具、器具及び備品（純額）	29,111	負債合計	6,503,004
土地	1,827,402	純資産の部	
建設仮勘定	197,178	株主資本	12,641,987
無形固定資産	527,163	資本金	1,913,229
商標権	2,875	資本剰余金	1,816,229
ソフトウェア	121,155	資本準備金	1,813,229
契約関連無形資産	403,132	その他資本剰余金	3,000
投資その他の資産	1,230,835	利益剰余金	8,912,806
投資有価証券	1,007	その他利益剰余金	8,912,806
関係会社株式	200,000	繰越利益剰余金	8,912,806
長期前払費用	7,837	自己株式	△277
繰延税金資産	524,405	新株予約権	5,491
敷金及び保証金	497,584	純資産合計	12,647,478
資産合計	19,150,483	負債・純資産合計	19,150,483

損益計算書

(自2022年12月1日 至2023年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		30,559,562
売上原価		
外交員報酬	15,282,946	
外交員法定福利費	1,825,695	
リース取得関連費	1,708,063	
その他	88,579	18,905,285
売上総利益		11,654,277
販売費及び一般管理費		6,099,876
営業利益		5,554,400
営業外収益		
受取利息	83	
受取家賃	14,055	
受取賃貸料	10,132	
業務受託料	146,954	
その他	5,975	177,201
営業外費用		
支払利息	2,626	
リース解約損	12,492	
固定資産除却損	17,971	
訴訟損失引当金繰入額	390	
支払補償費	50,000	
市場変更費用	30,908	
その他	9,008	123,398
経常利益		5,608,203
税引前当期純利益		5,608,203
法人税、住民税及び事業税	1,819,223	
法人税等調整額	△164,771	1,654,451
当期純利益		3,953,751

株主資本等変動計算書

(自2022年12月1日 至2023年11月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,894,000	1,794,000	3,000	1,797,000	4,959,055	4,959,055
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	19,229	19,229		19,229		
当 期 純 利 益					3,953,751	3,953,751
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	19,229	19,229	－	19,229	3,953,751	3,953,751
当 期 末 残 高	1,913,229	1,813,229	3,000	1,816,229	8,912,806	8,912,806

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△277	8,649,777	7,000	8,656,777
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		38,458		38,458
当 期 純 利 益		3,953,751		3,953,751
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,508	△1,508
当 期 変 動 額 合 計	－	3,992,209	△1,508	3,990,701
当 期 末 残 高	△277	12,641,987	5,491	12,647,478

個別注記表

(自2022年12月1日 至2023年11月30日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等…時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定して
以外のもの ります。)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿
価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2007年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1
日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物3～50年、車両運搬具6年、工具器具備品3～10年です。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は自社利用のソフトウェア5年、のれ
ん5年、商標権10年、契約関連無形資産5年です。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上
しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 訴訟損失引当金

将来発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「12. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「リース解約損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「リース解約損」は、1,185千円であります。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 資産除去債務の見積り計上

①当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務	250,099千円
--------	-----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原状回復義務がある店舗等の不動産賃貸借契約について、原状回復費用の見込み額を資産除去債務として計上しております。資産除去債務は、過去の退店店舗の実績を用いて有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込み期間に対応した割引率（現行0.0%～0.583%）で割引いて計算しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により原状回復費用の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、資産除去債務の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の見積り計上

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 524,405千円（繰延税金負債と相殺前の金額 641,203千円）

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年 2月16日）に定める会社分類に基づき、当期末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上にあたっては、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得を見積りしております。将来の一時差異等加減算前課税所得算出にあたっては、中期経営計画に基づいており、中期経営計画に含まれる売上高、営業利益の予測が主要な仮定であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式

200,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、時価を把握することが極めて困難と認められる株式であることから、取得原価を貸借対照表価額とし、当該関係会社の純資産額を基礎として算定した実質価額が貸借対照表価額に比べて著しく下落したときには、原則として減損処理を行っております。

ただし、実質価額が著しく下落している場合であっても、実行可能で合理的な事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができるときには減損処理を行わない場合があります。

当事業年度において、当該関係会社の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況を踏まえ、収益力等の落込みはなく、実質価額は著しく下落していないと判断しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により当該関係会社の事業計画の遂行が困難となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の減損処理が必要となり、関係会社株式の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 返金負債

①当事業年度の計算書類に計上した金額

返金負債

528,326千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

返金負債は、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合に生じる保険代理店手数料の将来における返金見込額を計上しております。

主な算定方法としては、過去の解約実績及び契約上の返戻割合を基礎として算定した返金料率を主要な仮定とし、これに保険代理店手数料を乗じることにより計算しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により返金料率の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、返金負債の金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	631,354千円
土地	1,827,402千円
合計	2,458,756千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	53,640千円
長期借入金	590,940千円
合計	644,580千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	656千円
関係会社に対する短期金銭債務	24,948千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	4,000,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	233,205千円
営業取引以外の取引	372千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数

前期末株式数（発行済普通株式）	11,500,000株
当期増加株式数（発行済普通株式）	11,687,600株
当期減少株式数（発行済普通株式）	－株
当期末株式数（発行済普通株式）	23,187,600株

(2) 自己株式の数

普通株式	130株
------	------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年1月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,086,872	90.00	2023年11月 30日	2024年2月 14日

(4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式	549,150株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	137,500千円
返金負債	161,773千円
資産除去債務	76,580千円
自社開発ソフトウェア	117,061千円
未払事業税	67,488千円
その他	89,795千円
繰延税金資産小計	650,200千円
評価性引当額	△8,997千円
繰延税金資産合計	641,203千円
繰延税金負債	
前払費用	101,018千円
資産除去債務に対応する除去費用	15,778千円
繰延税金負債合計	116,797千円
差引：繰延税金資産純額	524,405千円
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
固定資産－繰延税金資産	524,405千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%
住民税均等割	0.36%
税額控除	△1.87%
その他	0.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.50%

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	497,584	497,309	275
資産計	497,584	497,309	275
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	644,580	622,397	22,182
負債計	644,580	622,397	22,182

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(千円)
関連会社株式	200,000
非上場株式	1,007

(3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	11,960,192	—	—	—
売掛金	1,776,036	—	—	—
敷金及び保証金	269,152	228,432	—	—
合計	14,005,381	228,432	—	—

(4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	53,640	53,640	53,640	53,640	53,640	376,380
合計	53,640	53,640	53,640	53,640	53,640	376,380

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	497,309	—	497,309
資産計	—	497,309	—	497,309
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	622,397	—	622,397
負債計	—	622,397	—	622,397

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当事業年度については、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に関する事項

① 関連会社に対する投資の金額	200,000千円
② 持分法を適用した場合の投資の金額	270,032千円
③ 持分法を適用した場合の投資利益の金額	110,060千円

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり情報

① 1株当たり純資産額	545円21銭
② 1株当たり当期純利益	171円74銭

(注)2023年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	当事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
売上高	
生命保険代理店業	29,122,703
損害保険代理店業	1,128,750
その他の事業	308,107
顧客との契約から生じる収益	30,559,562
その他の収益	—
外部顧客への売上高	30,559,562

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

保険代理店手数料収入は、当社が取り次いだ保険契約希望者が保険会社（以下、「顧客」という。）に引受されることにより、顧客との契約における当社の履行義務が充足した時点で、契約に関連する代理店手数料の金額を売上として計上しております。なお、保険代理店手数料には追加のインセンティブ等の変動対価が含まれ、事後の金額の確定にあたり、収益の額に著しい減額が生じない可能性が高い範囲で過去の実績や契約の獲得状況等に基づき見積もりを行い、履行義務の充足時に計上しております。

また、顧客に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、対価の一部を顧客に返金する義務があります。顧客に対する予想返金額については収益から控除するとともに、返金負債を計上することとしております。返金の見積りにあたっては過去の実績等に基づき見積もっております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、重要性が乏しいことから記載を省略しています。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しています。

13. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2024年1月15日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項（市場取引等による株式の取得）の規定より読み替えて適用される同法第156条の規定及び当社定款第7条（自己の株式の取得）の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへの還元の充実及び資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、自己株式を取得するものです。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|---|
| ①取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| ②取得し得る株式の総数 | 200,000 株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.86%） |
| ③株式の取得価額の総額 | 1,000,000,000 円（上限） |
| ④取得期間 | 2024年1月16日～2024年2月15日 |
| ⑤取得方法 | 東京証券取引所における市場買い付け |

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月29日

株式会社F Pパートナー

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 亮 一

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村 仁

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F Pパートナーの2022年12月1日から2023年11月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また関係会社については、関係会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC Japan有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、2024年1月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月16日付で自己株式の取得を開始しました。

2024年1月29日

株式会社FPパートナー 監査役会

常勤監査役 太田 賢 孝 (印)

社外監査役 黒 須 篤 夫 (印)

社外監査役 桑 原 麻 美 (印)

以 上

第14回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 〒112-0004 東京都文京区後楽一丁目5番3号 後楽国際ビルディング
日中友好会館 本館 地下1階 大ホール
- 電 話 03-3817-5317 (代表)
- 交 通 都営大江戸線「飯田橋」駅C3出口より徒歩1分
JR中央・総武線「飯田橋」駅東口、
地下鉄東西線・有楽町線・南北線「飯田橋」駅A1出口より徒歩7分
JR中央・総武線「水道橋」駅西口より徒歩8分
地下鉄丸ノ内線「後樂園」駅より徒歩10分



総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。